

河合町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6月19日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第17号

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

河合町介護保険条例（平成12年3月河合町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和元年度から令和2年度」に、「27,500円」を「22,900円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度の各年度における保険料率について準用する。

この場合において、前項中「22,900円」とあるのは、「38,200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度の各年度における保険料率について準用する。

この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「44,300円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の河合町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の保険料については、なお従前の例による。